

1 修を中止することをいうものであり、原則として病院を変更
2 して研修を再開することを前提としたものである。

3 臨床研修の未修了とは、研修医の研修期間の終了に際する
4 評価において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていな
5 い等の理由により、管理者が当該研修医の臨床研修を修了し
6 たと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き
7 同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであ
8 る。

9 研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会
10 には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修
11 を修了させる責任があり、安易に未修了や中断の扱いを行う
12 べきではない。

13 やむを得ず研修の中断や未修了の検討を行う際には、管理
14 者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十
15 分話し合い、当該研修医の研修に関する正確な情報を十分に
16 把握する必要がある。さらに、研修医が~~申断しない~~で臨床研
17 修を継続できる方法がないか検討し、研修医に対し必要な支
18 援を行う必要がある。＝

19 ーこれらを通じて、中断・未修了という判断に至る場合にも
20 当該研修医が納得するよう努めるべきである。なお、この様
21 な場合においては、経緯や状況等の記録を残しておくべきで
22 ある。＝

23 ーまた、必要に応じて事前に地方厚生局に相談をするべきで
24 あるとともに、~~中断・未修了の取扱を行った場合に地方厚生~~
25 ~~局が把握できるような仕組みを作るべきである。~~

27 6-2 中断

29 (1) 基準